◇**特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第二〇五号）（経済産業省）

1　特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令の規定について、所要の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第二〇六号）（農林水産省）

1　環太平洋パートナーシップ協定を引用している改正規定について、引用する協定を環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に改めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　施行期日を環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日とすることとした。（附則第一項関係）

3　環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合における所要の調整規定を設けることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第二〇七号）（厚生労働省）

1　環太平洋パートナーシップ協定を引用している改正規定について、引用する協定を環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に改めることとした。（本則関係）

2　施行期日を環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日とすることとした。（附則第一項関係）

3　環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合における所要の調整規定を設けることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行するものとすることとした。

政　令

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百一号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年七月十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十条第一項、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第四項第三号及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十九条の十八第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

第七条第二項中「特例」の下に「（次項において単に「都市計画等の特例」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　都市計画等の特例の対象となる関連公共公益施設整備事業（都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業をいう。）に係る当該都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

第十一条の見出し及び第十二条の見出し中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第二十四条中「第八十一条第十一項」を「第八十一条第十四項」に改める。